

[事案 2023-39] 損害賠償請求

・令和6年4月5日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年1月に契約した外貨建終身保険(契約①)、同年3月に契約した外貨建終身保険(契約②)、同年8月に契約した終身医療保険(契約③)について、令和4年10月に契約①②③の全てを解約したが、以下の理由により、解約したことによる損失を損害賠償してほしい。

- (1)募集人から、「この保険は貯金と同じなので絶対に損はしない。利子が受け取れる」と言われたため契約した。
- (2)保険の説明をしっかりと受けておらず、良くわからないまま解約した。
- (3)募集人に解約の相談をしたら、「解約したらいい」と言われたので解約したが、100万円以上の損失となった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各契約は、タブレットにて申し込みいただいた。
- (2)契約概要および注意喚起情報は、冊子を手交した。
- (3)重要事項説明書の説明箇所に付箋を貼って重要箇所を示し、お読みいただくよう案内し交付した。
- (4)申立人より、「掛け捨ての医療保険はいらない」との申出があったため、契約③を提案した。
- (5)解約書類を送る際には、解約手続きにあたり注意いただく事項を記載した用紙を同封し、確認いただいている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①②③の契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)外貨建終身保険が貯金のような機能をするがあったとしても、解約返戻金が払込保険料累計額を上回るためには、保険料を継続して支払うことが必要であり、また、契約①②には為替リスクもあるが、申立人は為替リスク自体について理解していないようであった。
- (2)申立人は、契約③も契約①②と同じような契約であると考えており、そうすると、本件では申立人が募集人の説明を十分に理解せずに各契約の申込みをした可能性があり、募集人としては、申立人が説明を理解したかを確認するなど、より慎重に申込手続を進めるべきであった。